

熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(素案)に関するご意見の概要と県の考え方について

反映:寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの
 参考:今後の取組みの参考とさせていただくもの
 補足:寄せられた御意見について案の補足説明を行ったもの
 その他:素案以外への意見

意見No.	御意見の概要	該当頁	県の考え方	取扱
第1章 1. 基本的な考え方				
1	DV防止法での支援対象は配偶者等から暴力を受けた被害者であり、性別によらず支援されるはずである。同法を掲げながら、「(3)計画における施策の対象者」を女性に限定することには問題がある。	P5	御意見のとおりDV防止法における支援対象には男性も含まれることから、そのことが明示されるようP5に記載している「(3)計画における施策の対象者」に追記します。	反映
2	毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきと考える。事務事業評価などの公開する計画があればご教示いただきたい。 また、支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべき。	P4	本計画に関連する各事業の成果については、毎年度実績についてとりまとめ評価をしていく予定です。	補足
第1章 3. 基本理念・施策体系・基本目標				
3	実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないか。 支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要であるが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚える。 五年という相応の長さを持つ計画であるので、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはどうか。	P41	本計画は、当県における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針と具体的施策を総合的に示すための計画と位置づけています。そのため、計画の目標としては、個々の事業毎の成果としてではなく、P41に記載のとおり、計画の基本理念の達成に向けて整理した施策体系に基づき、県全体の体制整備に係るものとなっています(一部成果目標あり)。 なお、本計画に関連する各事業の成果については、毎年度実績についてとりまとめ評価をしていく予定です。	補足
第2章 1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容				
4	本計画におけるDV防止法による支援の部分について、法に該当するDV被害者であれば、性別によらず支援対象であると考えてよろしいか。その場合、どこまでがDV防止法に寄る支援に該当するか、目安をご教示願いたい。	P42～65	DV防止法による支援については、性別を問わず対象となります。 なお、支援施策については、P42～P65に記載しており、DVに関連するものは分かるよう記載しています。	補足
第2章 1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容 2 誰一人取り残さない相談体制づくり				
5	女性相談センターが行う相談支援は、電話と来所(おそらく全体の8割以上が電話相談と思われる)であるため、来所面談(支援制度)にたどり着くまでの障壁が高いと思われる。 とくに若年女性については、補助事業を新設ないし大幅拡充し民間団体が夜間見回りやSNSを活用した相談を早期提供できる体制の強化が必要と考える。	P47	御意見については、P47に記載のとおり、重点的に取り組むべき課題であると考えており、民間支援団体とも協力して、既にSNSを活用した相談には着手している他、今後はアウトリーチによる支援を強化し、支援を必要とする方の潜在化防止に取り組んでいきます。	補足
第2章 1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容 3 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充				
6	女性相談センターにおける一時保護件数及び人数は年々減少しているが、DV等で追及のある方と居所がない等それ以外の方と一緒に保護しているため、生活の制限(通信機器の使用制限、通勤・通学を認めない等)が保護入所にならない要因と思われる。	P54	御意見については、P54に記載のとおり、重点的に取り組むべき課題であると考えており、一時保護を必要とする方の事情に配慮して、きめ細かなケアを実施していく他、場合によっては民間のシェルター等への一時保護委託も活用し、多様なニーズに配慮した保護体制の構築を進めて参ります。	補足

熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(素案)に関するご意見の概要と県の考え方について

反 映:寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの
参 考:今後の取組みの参考とさせていただくもの
補 足:寄せられた御意見について案の補足説明を行ったもの
その他:素案以外への意見

意見 No.	御意見の概要	該当頁	県の考え方	取扱
7	保護期間が長期間になる方が近年増えているため、支援対象者の状態に応じた一時保護先の充実が必要と考える。	P 54	同上	補足
8	一時保護等の利用者は暴力被害を受けている方や精神的な課題を抱えている方が多い。そのため、被害からの回復が必要な方や精神的な課題を抱える方への支援の充実が必要と考える。	P54	同上	補足
第2章 1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容 4 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施				
9	緊急時のシェルターをはじめ、ステップハウス、シェアハウス、コレクティブハウス等、生活の安定をめざした居所の確保(居場所ではない)が自立の基盤であるため、引越しや家具什器、家賃の補助を検討し、貸付や就労支援付き住宅給付ではない自立スタート補助金の新設等の居住支援が必要と考える。	P60	自立に向けて、住宅支援の充実は非常に重要であり、P60に記載のとおり、公営住宅の目的外使用による支援やステップハウス、民間シェルターとの連携等に取り組んでいるところですが、御意見の手法による支援については今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。	参考
10	県内の困窮母子支援を主とする団体が少ないため、居所確保の障壁が高い。居住支援協議会や居住支援法人でサブリース物件を確保できるためのスタートアップ補助金を創設し、受け皿づくりを支援するなど、居住支援協議会、居住支援法人との連携が必要と考える。	P60	同上	参考
11	DV被害者等の住み替えの課題は、セキュリティ設備が整った物件、子どもの学区、車の所有など、資力に見合う物件でないことが多く、賃貸不動産業の情報力と協力体制が求められる。また、被害者及びその家族の状況に応じた安全の確保を図るためには、警察・行政・福祉と不動産事業者の連携が不可欠であり、被害者の居住状態によっては住まいに係る経済的負担が異なるため、DV関係機関連絡会に賃貸不動産業も参画させるなどして、不動産事業者との連携方法を確認しておいたほうが良いと考える。	P64	今後、関係機関との連携の枠組みとして、P64に記載の支援調整会議を設置することとしており、御意見の住宅支援に関わる団体の参画についても検討をさせていただきます。	参考
第2章 2. 支援の体制				
12	相談件数をもっとも多い相談窓口として、福祉事務所等の女性相談員を正規雇用し、研修等を通じて、アウトリーチ型伴走支援(自宅訪問や受診同行、行政等の手続きや同行等)体制の充実を図る必要がある。	P68	御意見のとおり、女性相談支援員は困難な問題を抱える女性への支援に係る中核機関として、体制強化を進めていく必要があると考えております。具体的には、P68に記載のとおり、各市町村における配置促進や相談員間の連携促進を進めて参ります。	補足
その他				
13	多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして特定の情報源に寄らず広く市民から、情報収集に努めることを望む。	-	民間団体との連携は法律及び本計画の大きなテーマであり、今後、その充実に取り組んでいく必要があります。適正な支援を実施していくためにも、連携先の見極めは非常に重要であると考えますので、御意見のとおり、幅広い情報収集に努めて参ります。	その他
14	厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業における民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望む。	-	民間団体との連携においては御意見を踏まえて対応して参ります。	その他

熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(素案)に関するご意見の概要と県の考え方について

反 映:寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの
 参 考:今後の取組みの参考とさせていただくもの
 補 足:寄せられた御意見について案の補足説明を行ったもの
 その他:素案以外への意見

意見 No.	御意見の概要	該当頁	県の考え方	取扱
15	東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされている。このような混乱は支援対象者の為にならないため、混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望む。	-	同上	その他

(留意事項)

- ・パブリック・コメントは、行政が意思決定を行う際に参考となる提案や意見を県民に広く求める趣旨の手続きです。
- ・個人や団体の個別の対応に関する意見や要望等、本手続きの趣旨に合致しない御意見については、県の考え方を公表しない取扱いとなっています。
- ・また、同様の趣旨による御意見は、まとめて記載させていただいています。